

平塚市教育委員会令和7年4月定例会会議録

開会の日時

令和7年4月22日（火）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 菅野 和恵 委員 大野 かおり
委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	小塚 祐歩
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館長	小澤 雄一		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和7年4月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和7年3月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和7年3月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開の発議】

○吉野教育長

本定例会に提出されている案件のうち、報告第1号及び議案第3号から議案第7号までの附属機関委員の委嘱等に関する議案については、人事に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び第8項及び平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書き及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。

発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、ただちに採決を行う。本件を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

異議がないため、これらの案件については、他の案件の審議終了後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和7年度教職員の配置状況について

【報告】

○吉野教育長

市内小・中学校の児童生徒数、学級数及び職員数について報告するものである
詳細は、教職員課長から報告する。

○教職員課長

県教委が4月1日段階での報告を求めるようになったため、4月1日時点の資料を作成している。資料に記載の数字は上段が昨年度、下段が今年度となっている。

始めに、1の児童生徒数の増減について、まず小学校の児童数だが、普通学級在籍児童が10,873人と前年度比、204人の減。特別支援学級在籍児童が、578人と前年度比55人の増となり、合計すると、11,451人と、前年比149人の減となる。次に、中学校の生徒数だが、普通学級在籍生徒が5,540人と177人の減。特別支援学級在籍生徒が265人と前年度比15人の増となり、合計すると、5,805人と前年度比162人の減となっている。小学校では、分校をいれて、29校中、14校で増加、15校で児童数が減少している。中学校では、分校を入れて、16校中、4校で増加、9校で生徒数が減少している。

続いて、2の学級数の増減について、小学校普通学級が、387学級と2学級の増、特別支援学級が118学級と4学級の増で、合計505学級と前年度比6学級の増となる。中学校については、普通学級が165学級と前年度比7学級の減、特別支援学級については、58学

級で、前年度比 3 学級の増、計 223 学級と前年度比 4 学級の減となっている。今年度から、小学校は全ての学年において、35 人学級となっている。小学校で、児童数が減少したにもかかわらず、普通級が 2 クラスの増となったのは、6 年生の 35 人学級の実施に伴うもの、定員ぎりぎりクラス数が増えた学校があったためである。特別支援級は、小中ともに、人数が増えていることもあり、クラス数も増えている。実学級数とは、加配を使って、小学校では、30 人以下、中学校では 35 人以下にしている学校があるので、実際の学級数となる。

最後に、3 の教職員数の増減だが、小学校については 799 人と前年度比 12 人の増。中学校については 471 人と前年度比 6 人の増となっている。内訳については記載のとおりとなっている。今年度より、中学校の給食の開始に伴い、栄養教諭、栄養職員を 2 名、小学校籍から中学校籍に移している。教員数が増えている理由は、小学校では、国際学級や通級指導の増員、初任者が多くいることに伴い、拠点校指導員も 7 人の配置と増えていることに伴っている。中学校では、特別支援級の加配が多く配置されたことによるものである。

五領ヶ台分校の教頭は兼務しているので、合計すると、令和 7 年度県費負担教職員は 1,269 人、児童生徒数は 17,256 人でスタートしたところである。

【質疑】

な し

(2)その他

な し

2 教育長臨時代理の報告

(1)その他

な し

3 議案第1号 平塚市小規模特認校の実施について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市立土屋小学校において、小規模特認校を実施するものである。
詳細は、教育総務課長から説明する。

○教育総務課長

始めに、「1 概要」だが、土屋小学校への就学条件を設定のうえ、市内どこからでも就学できるようにする「小規模特認校」について、令和 8 年 4 月から入学生・転入生の受入れを開始する予定である。令和 7 年 5 月には、募集案内やリーフレットなどを公表し、そ

の後、学校見学会・説明会や面談等を実施していきたいと考えている。

「2 経緯」だが、本市で全校児童数が 100 人を下回っているのが土屋小学校のみとなる。教育委員会事務局で算出した児童数の推計では、5 年後の土屋小学校は今の約半分の児童数になることが見込まれている。児童数の著しい減少は、教育活動に制限が生じる懸念があることから、土屋小学校の地域における役割や、現在取り組まれている教育活動など総合的に判断し、小規模特認校とすることについて、近隣自治体を参考に検討してきた。この 1 年間で、学校、地域、保護者、教育委員会事務局が参加する「土屋小学校の未来を考える懇話会」を 3 回開催し、実施に向けて意見を交わしながら、合意の形成がなされたため、小規模特認校として、令和 8 年度の入学、又は転入生の受入れから開始する予定である。

「3 スケジュール」だが、募集に当たり、周知の時間も十分にとる必要があることから、5 月 1 日に記者発表を行い、募集案内を公表していきたいと考えている。6 月 26 日には、まずは土屋小学校の場所や学校の様子を知ってもらうために、事前学校見学会を開催する。11 月には、6 日と 7 日の 2 日間、正式に学校見学会・説明会を開催し、この見学会・説明会に参加した方を対象に、11 月 17 日の週には教育委員会と校長とで面談を行い、土屋小学校の教育活動への理解や保護者の責任と負担において通学をすることなど、確認させていただく。その後、年明けの 1 月には決定通知を送付していく予定である。

「4 募集内容」だが、添付資料「平塚市小規模特認校の実施に関する要綱」を参照いただきたい。内容としては、第 2 条にて「全ての学年を対象とすること」、第 3 条にて「募集人数は校長と協議のうえ決定すること」、第 4 条にて「原則として卒業まで就学すること」、第 6 条にて「申請前に面談を受けること」、第 8 条では「保護者は教育活動等に協力すること」、「通学は保護者の負担と責任において行うこと」などを定めている。また、第 9 条にて、土屋小学校を卒業後は、学校指定を変更することで、土沢中学校にも就学できるようになる。

この要綱に基づき、添付資料「募集案内」を毎年度作成して、面談などの各種日程や、手続きなど、詳細を周知していく。この募集案内は、カラー刷りのリーフレットとともに、教育委員会の窓口で配布するほか、市ホームページに掲載するなどして周知をしていく。

なお、募集人数については、校長との協議の中で、各学年 16 人を基準として、募集の案内では、学年ごとに在籍児童との差を何人程度として示している。その定員を超えた場合には、抽選を行うことにしている。

【質疑】

○増井委員

要綱第 4 条第 2 項に転出その他やむを得ない事情とあるが、その他やむを得ない事情とはどういった事例を想定しているか。

○教育総務課長

学校の特色などは事前に十分に説明し、納得いただいた上で就学していただくため、それ以外の事由によりやむを得ない場合となる。

○増井委員

募集案内にも就学できる方として、「原則として、卒業まで通学することができる」とあるが、子どもの体力や保護者の送迎の問題など、状況が変わることもあるかと思う。

例えば、家族の介護が必要になり送迎が難しくなるなど、様々な家庭事情がある。

募集案内や要綱にも記載している事項ではあるが、小規模特認校は市内で初めての取組となるため、ある程度は柔軟に対応いただければと思う。

○菅野委員

1点目、就学を希望する保護者及び児童は、校長及び教育委員会の面談を受けるものとするところがあるが、この面談ではどういったことが話されるのか。学校の特色の説明や通学方法等の確認といった意味合いで、面接や審査というものではないという認識でよいか。

2点目、申請者数が定員を超える場合は抽選とあるが、当選発表後に辞退をする児童が生じることも想定される。そのような場合に、定員を埋めるために再抽選を行うのか、行う場合はどのような方法とするのか予め決めておいた方がよいと思う。

○教育総務課長

面談は面接試験ではないが、学校の特色の説明や通学方法の確認のほか、卒業まで通えるのか、本当に通いたいという意欲があるのかなど確認させていただく場と考えている。

抽選後に辞退者がいた場合だが、定員を何人程度としていることから柔軟に対応したい。

○大野委員

1点目、制度の周知についてだが、募集案内やリーフレットを教育委員会の窓口で配布するほか、市ホームページに掲載するとあるが、初年度となるため、なるべく多くの市民や保護者に制度の開始が伝わるよう更に工夫いただけるとありがたい。また、この制度については、土屋小学校以外の小学校の協力も必要になると思う。土屋小学校へ転出を希望する児童がいる学校も出てくると思うので、各方面に丁寧に制度の趣旨やスケジュールの周知をお願いしたい。

2点目、年度途中で小規模特認校に転入したい児童がいた場合、対応は可能なのか。

○教育総務課長

各校への周知については、これまでも定例校長会をとおして実施してきたところである。ちょうど明日、定例校長会が開催予定となっているので、本日本件を承認いただければ、今回説明した内容について、改めて周知を行う。

2点目の年度途中の転入については、手続き上対応は難しいと考えている。

○増井委員

年度途中で土屋小学校区に引っ越してきた方はどうなるのか。

○教育総務課長

そういった方については、小規模特認校制度とは別になるため、従来どおり年度途中で

も転入可能である。

○小林委員

1点目、募集案内「3 定員等」に記載のある募集人数のうち、「きょうだい関係等のみ」とはどういった意味か教えてほしい。

2点目、この募集は毎年行うという認識でよいか。

○教育総務課長

1点目だが、「きょうだい関係等のみ」の表記がある学年については、既に児童が一定数おり、小規模の良さをいかしていくためには、必要最低限の募集となることから、そのように標記している。

2点目だが、現在100人を下回っている土屋小学校の児童数は、5年後には半分となることが見込まれており、教育活動に制限が生じないよう、今後も毎年度募集を行っていくものと考えている

なお、小規模特認校となっても、今年度末に策定予定の平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針に沿った検討は行っていくことになるため、応募者が著しく少ない場合は、制度の見直しを行う必要はあるものと考えている。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第2号 平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例施行規則を廃止する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例の廃止に伴い、規則を廃止するものである。

詳細は、教育研究所所長から説明する。

○教育研究所所長

教育会館については、勤労会館及び青少年会館の3館の集会機能を統合し、教育会館の建築物を改修して、令和8年4月から平塚市文化公園会館として供用を開始する予定となっている。

先の3月市議会定例会において平塚市文化公園会館の設置及び管理等に関する条例が可決され、平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例を廃止することとなったため、この条例施行規則を廃止するものである。

なお、平塚市文化公園会館の設置及び管理等に関する条例の施行が令和8年4月1日となっていることから、この条例施行規則の廃止についても、施行は令和8年4月1日とな

る。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 陳情第1号 専門スタッフによるオンライン授業の促進について改善を求める陳情

【提案説明】

○吉野教育長

陳情の内容については、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

平塚市教育委員会会議規則第 19 条に基づき提出された陳情について説明する。

令和 7 年 3 月 28 日付で、化学物質から健康を守る平塚の会からオンライン授業の促進について改善を求める陳情が提出された。

この陳情の趣旨は、「教職員にオンライン授業への対応を求めるのは負担がかえって大きく、オンライン授業に対応する専門職員の配置を求めること」であり、その理由として 3 つの内容が述べられている。

1 点目は、「オンライン授業の実施が各学校における裁量に依拠しており、対応に差異がある」ということ、2 点目は、「児童生徒に直面し授業を行う教職員にオンライン授業への対応も求めることは負担が大きく、専門職員の配置が望ましいと考える」ということ、3 点目は、「オンライン授業は単なる代替措置ではなく、近年増加する通学が難しい児童生徒の学習機会の保障、居場所としての観点からも重要と考える」ということである。

以上の理由により、陳情書の標題下の陳情事項に記載のとおり、1 点目「オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求める」、2 点目「教職員の負担を軽減するためオンライン授業に対応するスタッフや職員の配置を求める」、3 点目「通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用するよう求める」ことを陳情されている。

【質疑】

○大野委員

今回いただいた陳情はオンライン授業の促進に関することということで、教職員のみならず児童生徒や保護者にも関係してくるものであると思う。本件については、国や他自治体の動向など、情報収集を行った上で慎重に検討した方が良いと思うがいかがか。

○菅野委員

私も同様の考えである。今回の定例会で結論を急がず、検討する期間を十分にもって、審議する必要があると思う。

○吉野教育長

ただいま、菅野委員、大野委員から検討する期間を延ばした方が良いという主旨の発言があったがいかがか。

(異議なし)

【結果】

全員異議なく「継続審議」とされた。

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、報告第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

6 教育長臨時代理の報告

(1)報告第1号 平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員の委嘱について

【結果】

教育長及び教育総務課長の報告の後に採決した結果、全員異議なく了承された。

7 議案第3号 平塚市心臓疾患判定委員会委員の委嘱について

【結果】

教育長及び学務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

8 議案第4号 平塚市腎臓疾患判定委員会委員の委嘱について

【結果】

教育長及び学務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

9 議案第5号 平塚市結核対策委員会委員の委嘱について

【結果】

教育長及び学務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

10 議案第6号 平塚市学校運営協議会委員の委嘱等について

【結果】

教育長及び教育指導課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

11 議案第7号 平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

【結果】

教育長及び子ども教育相談センター所長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 4 月定例会は閉会する。

(14 時 44 分閉会)